平成２８年（フ）第２０５号
高知市本町５丁目５番17号　第８つくもコーポ503
債務者　寺井　妙子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１８号
高知市中万々803番地
債務者　吉田　　進
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５１９号
札幌市白石区本通13丁目北２番８―106号
債務者　手繰はるみ
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３６号
札幌市清田区里塚１条１丁目10番21号
債務者　加藤　絵梨
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６０２号
札幌市東区伏古４条２丁目４番10―201号
債務者　山保まゆみ
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６１６号
札幌市東区北33条東６丁目１番１号　コーポ石川101号
債務者　三戸　　勝
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６号
山形県鶴岡市日出１丁目11番21号
債務者　今野　裕治
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第６０８号
京都市西京区下津林前泓町97番地
債務者　市村登志江こと　全　登志江
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８１２号
京都市西京区山田庄田町３番地92　ウエストハイツ上桂　201号、前住所京都市伏見区向島津田町148番地の４
債務者　中野　順之
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８１３号
京都市伏見区向島津田町176―３　メゾンＧ向島　212号室、住民票上の住所京都市伏見区向島津田町148番地の４
債務者　中野　町子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９１１号
京都市左京区一乗寺釈迦堂町１番地５
債務者　横井　紀子（旧姓上治・溝川）
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９１４号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南溝35番地の２　４－２号
債務者　藤本　宗治
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９１５号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地24棟409号
債務者　藤澤冨美子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９２０号
京都市伏見区淀生津町552番地７、前住所京都府宇治市小倉町南堀池102番地の７
債務者　中野　　愛
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９２１号
京都府向日市寺戸町天狗塚17番地　向日台第15棟508号
債務者　藤田　賢治
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
京都府福知山市字天田120番地の２　イーストハウス101号
債務者　藤原　彰太
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
京都府福知山市字天田120番地の２　イーストハウス101号
債務者　藤原　七恵
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係